

寛保鶴井京七座一件始末記

諏訪春雄

1 事件の発端

寛保元年（1741）七月十二日、大阪道頓堀の塩屋九郎右衛門座（通称中の芝居注1）は新しい出し物を控えて活気を呈していた。この年、中村十蔵を座本に、市山助五郎、桜山四郎三郎、山下又太郎、沢村音右衛門、山下金作らを抱えて顔見世の幕を明け、その後、銀主との折合がつかず、盆興行を目前に控えて休場になっていただけに道行く人々は足を止めた。太鼓櫓に萌黄白の色替りの幕を張りめぐらし、数鍵梵天を立てて、表面には、惣表付の大外題道行き看板、太夫看板、立役者以下の八枚看板を麗々しく飾り立てていた。その座本に鶴井京七の名を見た時、人々は一瞬意外の感をした。宮地芝居などで人気を得ていた男であるが、道頓堀大芝居の興行での座本は始めてであった。しかし、京七一座はいろは茶屋に番付を配り、十六日開場を華々しく宣伝した。その時、同じ道頓堀の大坂太左衛門芝居（角の芝居）で興行していたのは佐野川花妻座であり、松本名左衛門芝居（大西芝居）は中村富十郎の一座であった。夏枯れの興行を、盆興行で一気に挽回しようと張切っていた矢先だけに両座の役者達は、鶴井座に腹を立てた。何処の馬の骨とも知れぬ、役者名さえ持っていない鶴井京七が大芝居と同格に座本名を出し、道頓堀で表を飾り立てて興行することは怪しからんというのである。休業中の中村十蔵座の役者がこれに加わった。翌十三日、加賀屋五郎右衛門宅に惣寄合を開いた役者達は、開業中の両座本名で番所へ訴え出ることを決議した。しかし、立慶町（角の芝居所在地）年寄銭屋市左衛門と吉左衛門町（中の芝居大西芝居所在地）年寄竹田新四郎が扱いに入り、兩人から大西の芝居主久宝寺屋新左衛門、角の芝居主福永屋宇左衛門に頼んで、京七と九郎右衛門座家守り注2松屋太右衛門に話をつけてもらうことにしてその場をおさめた。翌

十四日、三芝居の役者は再び加賀屋五郎右衛門宅に集まって年寄からの返事を聞いた。京七並びに太右衛門に意見を加え、芝居の飾りその他を改めるよう申入れたが、両名は聞入れず、今後、町年寄はこの件から手を引くというのがその返答であった。是非に及ばず、同夜寅の刻、訴訟人代表として、両座座本以下十人を選び、月番東番所松浦河内守の式台に駆込み訴えに出ることとした。

座本	佐野川花妻	座本	中村富十郎
同父	佐七	同父	新五郎
手代	弥七	手代	権兵衛
同	惣助	同	杉山藤五郎
頭取	小川五郎四郎	頭取	藤右衛門

順序として惣年寄安井九兵衛に届け出ると、九兵衛からはお上に迷惑をかけず、下で解決するよう注意があったが、両町年寄の扱いがすでに不成功に終わっていることを告げ、訴訟の同意を得た。その時提出された訴訟本文。

乍恐御訴訟

今度道頓堀吉左衛門町塩屋九郎右衛門芝居ニ而明後十六日より芝居興行仕候由承知仕候然ル処右芝居座元鶴井京七と申者ハ歌舞妓狂言之役者ニ而無御坐元来何者之伴ニ而御座候哉役者名前も之無者芝居仕候由承り候先年御改メ之儀ニ付毎年十二月六日南組惣会所ニ而御制法之判形被為仰付是迄私共判形仕芝居座本相勤来り候然ルニ右鶴井京七と申紛敷者判形仕候役者同然ニ道頓堀大芝居ニ而表を鏝り座本名代ニ罷成候段三芝居惣役者共一列に罷成候義難儀仕座中共暇取明日より芝居相勤申間敷由申候然ル上は明日より歌舞妓芝居中止申大勢之者夥敷難儀仕候間右鶴井京七と申役者ニ而も無之者へ芝居借シ候芝居主松屋太右衛門被為召出御吟味之上鶴井京七名前之芝居歌舞妓芝居同前ニ不仕候様被為仰付下候ハ、御慈悲難有奉存候以上

寛保元酉年七月十四日

佐野川花妻
中村富十郎

訴訟文の要旨は、鶴井京七が歌舞伎役者ではないということ。これは、家系が明かでない、役者名を持たない、の二つの理由による。次に毎年十二月六日南組惣会所で行われる御制法の判形に加わっていないということ。以上二つの資格を欠く京七が道頓堀の大芝居で座本となり、歌舞伎役者同然に興行することを許せぬとして、歌舞伎役者が総罷業を考えているから、京七、太右衛門兩名を呼び出し、歌舞伎芝居と区別出来ぬような興行をしないよう取計ってくれというのである。この時の訴訟人の偽らぬ気持としては、何らかの厳しい処分、興行停止くらいは要求したかったのであろうが、奉行所がすでに興行許可を下している以上、そのやり方を批判することになり、憚られたのである。控櫓制度の確立していた江戸では起り得なかった事件と言えよう。この訴訟の決め手の一つになる、その年興行する役者は前年の十二月六日に惣会所で判形していなければならぬという制法は、これより先、元文三年（1738）十一月五日、京の大和屋利兵衛（亀屋糸之丞）座で興行した中村富十郎が奉行所に提出した一札中にも「顔見世判形」という語が見え、享保の改革に伴う興行物取締令の一貫として、当時京阪に行われていた制度と思われる。

2 事件の進展

訴訟が提出された七月十四日夜の東番所の泊り番は由井甚右衛門、田中夫兵衛の二人であった。夜半も過ぎた寅の刻の駆け込みに不興を覚えた二人であったが、書入れの十五日の盆興行を中止するのはいかにも難儀千万故、恐れをも顧みずお願いに上ったという釈明に納得し、用人を介して、河内守に取次いだ。河内守からは、相手鶴井京七、芝居家守り太右衛門を呼び出すまで下宿で待つようにとの沙汰があって、両座本並びに付添人は一旦立戻った。双方の関係人が番所式台で相对したのは、翌十五日の四ツ時であった。この時までに河内守には先例を調べ、下役の意見をも徴して、裁きに対する腹案はできていた。両座から、此度物真似芝居が歌舞伎同然に興行しようとして紛らわしいので、定芝居と区別して欲しいという訴えが出ている。しかし、此儀

は先年にも例がある。其節何の訴えもせず、此度だけ訴えてくるのは不審であるから、先格を吟味し、書付けをもって言上すること、又物真似仕共も、先格を吟味し、同じく書付けをもって提出すること、書付けの提出は夜に入るも苦しからず、というのが、河内守から下された命令であった。ここで、河内守が、鶴井京七一座を物真似仕と呼んでいるのは、歌舞伎役者の側の呼び方に従ったものであろう。後に出てくる中村富十郎養父新五郎の口上の中には、声色仕と呼んでいる。何れにしても、歌舞伎役者より一段下等の卑しい芸人と見ているわけである。そういう歌舞伎役者自身が、役所へ提出する歎願書の中では、自分達の芸を物真似尽しと称している。訴訟人代表の一人中村富十郎が、元文三年（1738）十月十三日に京の奉行所へ提出した四条河原での顔見世興行許可願いの文言にも、自分達の芝居を物真似尽之顔見世芝居と呼んでいるし、元来、承応元年に若衆歌舞伎が風俗を乱したかどで禁止になり、その翌年再興された時が物真似狂言尽しとしてであったのである。

河内守の達しを受けて一旦宿に下った歌舞伎役者達が先例を調べてみると、佐野川花妻が座本をしている大坂太左衛門芝居で二十四年以前に木屋七太夫という浄り太夫の名代で、間の狂言物真似芝居を興行していることが芝居主の帳面に載っていた。狼狽した歌舞伎芝居関係者は額を合わせて作戦を練った。同日夕刻までに両座本連名で提出された書面は以下の如くである。

乍恐口上

- 1 先達御願申上候道頓堀吉左衛門町塩屋九郎右衛門芝居ニ而座本鶴井京七と申もの仕形物真似芝居興行仕候ニ付私共差かまひ御座候趣御願申上候所先年物真似仕芝居御座候節は差かまひ不申此度之義差かまひ候義を書付を以て奉申上候様被為仰付候趣先々之義左に書付を以奉申上候
- 1 廿四年以前大坂太左衛門芝居を借受名代浄留理太夫木屋七太夫と申者ニ而御座候
- 1 看板之儀は丈ケ三尺斗り之張襖一枚ニ御座候

浄るり	都夫太一中	同	同	彦右衛門
ワキ	同 三中	同	京よし川三郎兵衛	
ワキ	虎屋喜元	浄るり	木屋七太夫	
三味線	難波利三	ワキ	表具和三良	
間物真似	板屋喜右衛門	三味	村井吉右衛門	

此通りを張襖壹枚ニ仕候

舞台廻り

- 揚幕引まく無御座候物襖を立座敷之体にしつらひ舞台先キ人とめをせはめ前ニ白砂をまき飛石をすへ本石にて手水鉢並植木をあしらひ浄るり之間に水を打座敷之体ニ仕道具立は一切無御座候浄る理間にハ狂言物真似勤候節素面衣類等も常体之通りニ而御座候右之外制外子一人も出不申候
右之通ニ御座候ニ付指かまひは無御座候此度之儀は浄るり太夫ニ而も又は役者ニ而も無之候者芝居座本と看板ニ而表廻りは外歌舞妓同前ニ一切違不申役者附有之候其上町々へ役者番付を出し候右之通ニ御座候ニ付此度之儀は指かまひ乍恐奉願上候右之趣被為聞召上先達奉申上候通被為仰付被下候ハ、御慈悲難有可奉存候以上

廿四年以前の享保三年に大阪太左衛門芝居で木屋七太夫の名代で都太夫一中の浄るりが上演された。浄るりの太夫は歌舞伎役者と同等、或は、それ以上の社会的地位を認められていた時代であるから、弁護の必要は、間狂言を演じた板屋喜右衛門以下の物真似仕にあったのである。しかも、専らに看板、舞台装置、舞台衣装等の簡素さに力点を置いて、鶴井京七一座との違いを強調し、制外子（無資格者）が大芝居に出演していた事実から注意を外しているのは、巧妙な論の展開と言えよう。制外子出演の点を衝いていくと、当然その出演を許可した番所を批判することとなり、作戦的にも上々とは言えない。一方、鶴井京七も、道頓堀、曾根崎新地、堀江などで物真似芝居を興行した先格を書面に認めて差出した。十五日七ツ過ぎ、双方は再び裁許所白砂に呼び出された。書類検討の後、互いに勝手な事が書出してある為、確実な

証拠にはなりがたいとして、口頭で訴訟の趣を述べることになり、先ず河内守から、去る七月七日に京七が番所に提出した次の興行願書が原告側に示された。

乍恐口上書を以奉願上候

座本鶴井京七

- 1 道頓堀吉左衛門町塩屋九郎右衛門芝居ニ而当七月十六日より同八月十五日迄日数三十日之間淨るり物真似興行仕度奉存候御慈悲之上御赦免被為成下候ハ、難有奉存候以上
寛保元年酉七月七日

座本鶴井京七

芝居家守松屋太右衛門

この願い出により興行を許可した。歌舞伎芝居と紛らわしくして不都合な点を富十郎の父新五郎、花妻の父佐七兩人から一通り言上せよという河内守の命で、先ず、新五郎が大略次のように述べた。

「惣じて歌舞伎役者は毎年十二月六日、南組惣会所で役者御制法の判形をするよう定められて居ります。ところが、この京七と申す者は何者でしようか。役者でもなくせに所々の宮芝居などへ出演している者と一緒になって、道頓堀大芝居で、判形をしている私共と同様に座本の看板を出し、表廻りを歌舞伎芝居同様に飾り立てましたので、両芝居の役者達はこのような声色仕共と並んで芝居を興行することを甚だ迷惑に存じて居ります。両座本がこの点を吟味し、歌舞伎芝居と区別できるよう改めさせてくれなければ、この七月の給金は受取らない、十五日からの盆興行には出演せず暇を取りますと惣役者が申しますので、座本と銀主は甚だ難儀して居ります。御慈悲をもって、京七芝居が歌舞伎芝居と区別致しますよう仰せ付けて下さい。」

この口述を聞いた河内守の言葉。

「惣会所の役者判形帳を取寄せ吟味したが、京七は載っていなかった。従

って本座の役者とは考えられない。物真似とは江戸では声色を仕うことのようにだ。しかし、一旦、三十日期限で興行を許可したのであるから、三十日間だけ芝居をさせてやるように。」

これに対して佐七が述べた。

「一旦御赦免遊ばされた京七芝居をお差止め下さいというお願いではございません。役者も生活の為に致して居るのですから、歌舞伎芝居と格差を設けて上演するようお命じ下されば有難いことでございます。」

新五郎が再び言上した。

「先年木屋七太夫がつかまりました芝居と同じ浄り名代で、表の飾りも内のこしらえも木屋七太夫の通りに致したなら、役者全てが決してとやかくは申しません。」

以上が河内守と訴訟人とのやりとりで、若い座本に代って世慣れた父親達が口上を述べている。鶴井京七側の弁論が全く記されていないのは、この資料が訴訟人側の書留めという点も考慮しなければならないが、恐らく事実発言の機会を与えられなかったのであろう。訴訟は一方的に奉行と訴訟人側とのやりとりだけで進行し、その間、鶴井京七側は裁かれるものとして沈黙を強いられていたのが真相であろう。

決定は河内守によって下された。京七は座本名代を止め、声色仕鶴井京七と看板を改めること、表内の飾りはとりはずし、本座の芝居と区別を設けること、太鼓櫓幕、梵天などはとり払うことなどがその要点であった。太右衛門やその手代から、櫓幕はまんだら縞で歌舞伎芝居とは違い、殊に太鼓櫓に幕は付物であるから幕を張ることだけは許可してくれるよう懇願されたが、河内守はたって幕を要求するなら太鼓櫓も取払ってしまうと色をなして叱りとばした。

3 事件の後

一件は歌舞伎役者側の勝利に終り、河内守は好意的で、主張は悉く認められた。代々道頓堀に生活して、司直とも浅からぬ関係を結んでいる大芝居役

者に小芝居役者の対抗できぬことは当然であった。先にも引用した元文三年霜月五日に京の亀屋座の中村富十郎が提出した一札は、顔見世判形改めにきた役人に進物や馳走がましいことはしたことがないという念の入った口上書である。このような一札が提出されていることは、逆に関係の役人と芝居側の間に賄賂や金品授受が目に余っていたことを示している。

この一件で総罷業決議に連名した役者は、中村富十郎座で、若女形瀬川菊三郎、同菊之丞以下表方手代木戸者まで含めて全 101 名、休業中の中村十藏座では、太夫中村政之助以下全 63 名、佐野川花妻座では、太夫藤川亀之丞以下全 101 名である。これを、その年の正月に鶴屋・八文字屋相板で刊行された役者評判記『役者懐中曆』中の役者連名と照合すると、三座ともその主要役者の殆どを網羅していることが判明する。事件は総ストライキの形をとっていたとみられるが、決定が下された日の翌十六日から支障なく初日を出している。しかしこの事件には後日がある。盆興行も終わった八月十五日から曾根崎新地芝居で宮古路政太夫の名代で浄りの興行が行われ、その番付の中に鶴井京七以下の声色仕の名前が載っていた。しかも、鬘をかけ、大小を帯び、舞台衣装を着用して歌舞伎狂言を上演しているというので、判決に対する違反だと道頓堀役者が騒ぎ立てた。役者達は再び加賀屋五郎右衛門宅へ寄合い、興行差留めの願いを出すことを相談したが曾根崎新地での興行は西役所佐々美濃守による赦免であり、前回の判決は道頓堀で櫓を並べることに對する禁令で、他所の事故、この判決には拘束されないとする意見が勝を占め追訴は取止めとなった。しかし、これ以後、曾根崎新地芝居へは、京江戸大阪の役者は勿論、たとえ、芸道修行で田舎へ行く旅役者でも、惣会所の帳面に判形の載っている役者は、出演しないことを申し合わせた。曾根崎新地芝居を辻芝居と同格に取扱い、本座の役者の出演を禁じている。この一件で十二月六日の惣判形が有力な決め手になっていることに気がついた歌舞伎役者達は八月に入ってから以下の諸事項の申合わせ、再確認を行っている。当時の役者社会の制度慣習を知る上に極めて興味がある資料なので、要点を列記

することにする。上からの取締まりを束縛として排除するよりも、逆手に取って、その束縛を強化することにより生存権を確保しようとする悲しい知恵がそこには働いている。

(1)毎年十二月六日に惣会所で法度と定められた舞台衣装、唐物類は決して着用しない。着用している役者は、たとえ、舞台出演中でも、座本方で取上げること。その他諸事法度を堅く守ること。

(2)十二月六日の惣判形は役者家業を永く赦免して下さるお上の慈悲である其節、病気で名代を立てる者、不参の者があるか、どうかは、十二月二日に芝居月行事の許で惣役者寄合を開き吟味すること。そして、十二月五日の夜から惣会所に詰める。惣会所では高咄、喧嘩、口論、その他一切の法外なることをしてはいけない。勿論、羽織袴を着用すべきであり、家来や駕籠の者が門前で無礼法外の事があった時は、暇を出し、役者仲間の奉公を永く差留める。

(3)鶴井京七其他の声色物真似仕共はこの度御裁許を受けた。後々の為に記録に書留める。公儀の仰せ出された式目に従って、末々の追出しの役者まで此度仲間で吟味し、連判帳に糺しておく。芸修業の為に他国通いをする役者も連判帳に判形をとり、この帳面に載っていない役者は、定役者ではないから、吟味の上、興行を差留めること。以上は十二月六日に惣会所で定められた式法の通りである。

(4)これまで辻芝居同然の所を勤めた役者は、定役者仲間へ其言訳をすれば、このたびは大目に見る。自今、紛らわしい点があれば、いかに申し開きをして仲間を差構う。

(5)公儀から慈悲をもって許可されている役者以外の素人が、たとえ実子でも、抱子をする事は堅く停止されている。この点を定役者に厳しく吟味するよう仰せ付けられてあったが、これまで吟味がそまつであった。自今惣会所の判形に名前の無い者は、町の隅々まで詮義し稽古の他に制外子などを抱えている不埒者は、実の親元まで吟味すること。

(6)素人が定役者の名字をもらって役者の体にみせかけ、制外子を多数抱えている例がある。これからは、他人は勿論、親類たりとも名字を譲ることは法度とする。背いた者は、役者仲間で寄合い、役者帳から除き、惣会所月番惣年寄まで断って判形を解くことにする。

(7)役者や子供が名字を付ける時は立合い吟味の上でその名字の本家を吟味すること。兄弟、弟子などが年季を子細なく勤め、自前になる時は本家の名字を許可する。その弟子筋の家が栄え、その者が又新しく弟子を抱える時は、その弟子筋が役者帳面、惣会所の判形に載っている場合は式目の定める通りとする。新しい弟子の名字は本家へ断り、許しを得て名告ること。末々の弟子もその通り。万一、その弟子に不埒者がある時は、その名字を取消し、以後、どのようなことがあっても名字は許可しない。これに背いて名字を与える者は、仲間から省き、南組惣会所へ届け出る。

(8)定役者で相談の上、役者年寄一人、年行司三人、月行司五人、下支配六人を選出し、公儀や惣年寄からの仰せ渡しを仲間へ伝達する。その他の諸事吟味、仲間の相談事、挨拶事は年行司の仕事とする。尤も、年寄、年行司、月行司、下支配は一箇年で切替える。これらの役人が、任期中に京江戸又は他国へ出かける節は、外へ役儀を渡すこと。顔見世、年頭、八朔等の挨拶にこれらの役人に進物などを贈ることは堅く無用のこと。

(9)これらの役人の諸入費は惣役者、子供の身分に応じて掛銭を定め、毎月年寄以下の役人立会いの上で徴集する。

(10)旅芝居は御法度であるが、役者の芸修行ともなることなのでお目こぼしにあずかっている。従って、旅芝居座本は表立ってはならない。芝居座本、役者年寄、年行司、月行司方から万事指図を受けるよう。旅芝居座本の中には辻芝居同様のものが、年来役者の体に偽っているものがある。平役者筋のものがその芝居に勤めてはならない。旅芝居座本も筋目を改め、誰々何軒と定めている。その他の仲間外は辻打をなすこと。

(11)旅芝居の座本、役者、子供の中へ、本座衆が加わっているということで

ある。このことについては、本座の座本や役者の方できっと吟味すべきである。又掛銭は、その座本の方へ取集め、年行司、月行司方へ持参すること。春夏芝居で他の地へ出る者は、当地へ帰るまでの期間の掛銭を計算し、一座の分を集め、出立の前に役人へ渡すこと。

(12)月並みの掛銭は、地役者、旅役者を問わず、一月でも滞納したら仲間を省くこととする。他国へ出る時は念を入れて宿元へ申付けていくこと。

毎月の掛銭の内訳

地座本之分 八枚立役敵役分 立女形之分 子供之分 狂言作者之分 中通り
分 離子方

旅座本之分 八枚立役敵役分 立女形之分 子供分 中通り
はやし方

(13)定芝居の子供座敷芸で短期間滞在は、先年からのしきりに従って、住居を知らせる為に掛行灯に記名すること。この事は町々の年寄衆へ断つてある。

(14)定役者の中で大酒を好み、喧嘩口論、博打などの諸勝負を事とし、人の中言を言い歩き、家業をおろそかにする者へは厳しく意見をすること。その意見を聞入れず、不埒な返答などをした者は仲間へ知らせる。役者の中でも老体となり浪人している者には、銀主、座本へ頼み相応の合力をし、浪人させぬよう仲間から身を入れて世話をする。

(15)一座の狂言や支払いのもめ事が長引くと芝居も、休座となり、銀主座本の難儀となるから、関係以外の者もいきさつをよく聞き、相談にのってやること。

(16)座本や銀主の気質により、立役女形に限らず、末々の役者まで隙を出し、折節遊んでいる役者と入替えることがあるが、今後、役者に不届きがあれば意見をし、隙を出してはいけない。遊んでいる役者も、いかに高給銀を出されても、そのような芝居に勤めてはいけない。

(17)毎年正五九には諸事打合わせの為、八枚の役者で寄合を開くこととする。休業中の役者も出席のこと。その寄合には一番粗末な料理を注文するこ

と。中通、石、はやし衆は、顔付銀として銀五分ずつ出す。寄合人数の中、不参者は顔付銀を少々出す。その節は回状を廻すこと。田舎へ行っている者はこの顔付銀を免除する。

(18)相撲の祝儀や浄り会の奉加帳は番付中に声色仕や物真似仕の顔触れが載っていない時に、仲間で申し合わせ、祝儀を出すこと。

(19)近年、三座の芝居へ住み込む役者は、北浜や中の嶋の衆へ顔見世前に挨拶に行くようだ。江戸や京からくる役者にとっては、稽古の急な時には殊の外迷惑なことで、以前はこのようなことは無かった。以後、顔見世や年頭の挨拶には惣役者の名代として、その年の芝居頭取をやることにする。江戸京から当地へ来る役者が、近年、茶屋へ進物を送り、直接挨拶に行くことを今年から禁ずる。一人でも仲間へ沙汰なしに直礼する人があれば、用捨なく過料を出させることとする。

(20)大阪堂島から例年贈られる顔見世提灯が二軒の芝居へ出されて他の一軒へ出ない時は、三軒で申し合わせて断わることにする。

(21)近年、役者子供の家来の礼儀が乱れている。先規の通り、途中で役者や子供に逢ったら腰をかがめて目礼をすること。

(22)楽屋でも風俗の乱れや無礼がないように取締まること。奉公人出替りの節に主人より厳しく言いきかせること。主人の言い付に背いて不奉公する者には暇を出し、江戸京大坂は勿論、田舎芝居まで奉公を差留める。

(23)江戸京からの役者を始め、当地の芝居に住み込むこととなった役者は全て南組惣年寄へ断りの口上書を差上げ、その節、役者年寄の添判を受けること。勿論、役者の帳面にも名判を記載する。

(24)狂言作者は、今回調べた帳面に載っている十人以外は、吟味し、筋目のはっきりしない者は、きっと差構える。然し、役者の弟子や素人でも作者志望の者があつたら、定められた十人の作者の中を頼み、弟子とし、その名字をつがせて仲間中へ披露し、帳面に名字を書記し、判形する。その上で、十人の作者と同様、毎年惣会所へ判形に行くこと。然し、役者の名字は大切なも

のであるから、向後は名字売買を禁ずる。違友者の名字の筋は役者仲間から除外する。

(25) 役者や作者が第一に慎むべき事は、公儀から禁ぜられている新しい噂事を狂言に仕組むことである。

(26) 作者の作った狂言が気に入らなくとも、作者を除いて役者方でひそかに相談して狂言をつくるようなことをしてはいけない。もし狂言の思いつきがあるなら、その座の作者に相談をすること。

(27) 声色仕や物真似仕が道頓堀歌舞伎芝居へ出入することは、たとえ、札銭を払い、棧敷を買って見物にくることもかたく差留める。此事は毎年顔見世終了後銀主座本へ断り、その時の座本手代から証文を取る事に申し合わせてある。万一、声色仕が芝居見物をしている態を舞台から見受けたら、狂言を止め、舞台を勤めないという事が銀主座本から取った証文の案文にある。勿論、此度、曾根崎芝居の番付に載っている声色物真似仕、浄るり太夫三味線引などは、こちらの制外子に至るまで、何処でも、決して同座してはならない。

以上が、この時の申し合わせ事項の大要であるが、最後に

近年役者家業猥ニ法外相成高下之わけ無之候然は子孫末々に至り弥ミだりに相成可申段歎敷存じ今度諸万事相糺亦は相改メ申儀は末々子々孫々に至迄も家業繁昌栄えん事のミを願ひされバ自今以後銘々之事に而候へは諸万事之作法通り急度相慎ミ放逸なからんものと希而已
と結んでいる。傾きかかった歌舞伎社会のあせりがここには感じられる。

4 事件の意味するもの

歌舞伎史における寛保という時代は、元禄の第一次黄金時代の後を承け、宝暦から天明の第二次隆盛時代に続く谷間の時代である。この時代は操り浄るりが全盛を誇り、殊に、大阪の道頓堀では、竹豊二座が張り合って、竹田出雲、並木宗輔、三好松洛、安田蛙文らの作者が競って名作を生み出し、歌舞伎はこの操りに圧倒されて、「操段々流行して歌舞伎は無きが如し」（浄瑠璃譜）と称された。享保改革の影響も、操りより歌舞伎に厳しく現われ、

相次ぐ禁令で息も絶え絶えの歌舞伎関係者は、劣勢挽回に苦慮していた。座本はしばしばつぶれ、役者は、三都を捨てて地方への出稼ぎで息をついでいた。鶴井京七座事件はこのような時に起きたのである。それだけに関係者の危機意識を鋭く刺激し、侵害する者に対する反撥は強かったとみることができよう。自分ではねつける手段を持たない歌舞伎関係者達は為政者の力を借りた。自らも強権で押さえつけられているものが、その強権を逆用してより弱い者を押しよとした事件がこの鶴井京七座事件である。

芸能関係者が外部からの権益侵害に結束して当たった事件の著名なものとしてこれより先に宝永の勝扇子事件があり、この後に、天保の説経讀語座事件がある。前者は宝永五年（1708）、江戸の非人頭矢野弾左衛門と操り薩摩小太夫座とが、興行の支配権をめぐる紛争を起し、訴訟沙汰となって、弾左衛門側が敗れて処罰された事件であり、後者は天保八年（1837）、大津関清水大明神蟬丸宮配下の説経讀語の連中が、由緒書を口実に大阪の宮芝居の支配に乗り出し各宮芝居に蟬丸神社への運上取上興行を命じた事件である。この時も、大阪稲荷境内の文楽座では、座本の二世文楽軒を中心に立てて、善戦健闘、訴訟裁判に勝って、侵害者を退けた。これらは、何れも江戸幕府の芸能の徒支配の在り方と芸能人側のこれに対する反応を示す好例であり、寛保の鶴井京七座事件も、規模こそ小さけれ、訴訟事件の経過と、歌舞伎関係者の対処の仕方が、よく整理された資料として残されて居り、江戸幕府の芸能人対策、芸能人の自衛方法、同業への反撥などを知ることができる。

外部からの権益侵害の最たるものは、幕府権力の干渉である。このいか程あがいても如何ともしがたい強圧に対しては、ひたすらに歎願と懇願を繰返すにすぎない芸能関係者も、自分達と同等、もしくは、下風に立つものに対しては、驚くべき強硬な反撥力を示す。この事件で、全体として目立つ特徴は鶴井京七一派を物真似、声色の徒ときめつけ、自分達歌舞伎役者と一線を保とうとする態度であり、先述申合わせ事項の27条などに、ヒステリックなまでの同業者への憎悪感が表出されている。勿論、この事件は芸術上の主義

主張の争いではなく、歌舞伎役者の側からの生活権の擁護にその本質が求められるが、歌舞伎史の問題として考えてみて、物真似の徒と自己を峻別しようとするこの歌舞伎関係者の態度は興味がある。前にも見たように、承応の若衆歌舞伎禁止の後の再興条件の一つが物真似狂言尽しを標榜することであった。物真似狂言尽しの正確な内容については、いま一つ分明でない所があるが、それまでの衆道狂言を主体とした若衆歌舞伎に対して、道化の物真似、頓作の話術、舞踊、歌謡を表面に押し出したもので、為政者の目から見て、好ましい、健全な行き方を示すものであり、歌舞伎関係者の側から言えば、一步後退した妥協であったに相違ない。先祖の味わったこの屈辱の思い出が甦ったかの如く、彼らの鶴井京七一座に対する態度は威丈高ではある。発展期にある元禄までの歌舞伎を支えた彼らの先駆者達は、能、狂言、操り舞などの先行、並行の芸能と共に、彼らが軽蔑し峻別しようとする大道芸、辻芸などを摂取して、常にその芸を健康にふくらませ、育ててきたのである。鶴井京七座事件は、寛保の歌舞伎がすでに創造の生命を失い、守旧と酒濁の時代に入ったことを示している。

個々に見ていっても、この一件は興味ある資料を歌舞伎史に提供している。

先例を調査した書上げ中に見える享保三年の木屋七太夫浄り芝居の記録は、この時代の間狂言上演の資料として貴重である。常設小屋である竹本座や豊竹座の間狂言上演はすでに極く稀れになっていたと考えられるが、人形を伴わない興行では、人寄せ策として、浄り演奏の間に間の狂言を演ずることは後々まで行われている。これは、この時代の浄りの興行方法をよく示す例であり、初代都一中の事蹟に関する信憑すべき資料の一つでもある。

全27条に及ぶ申合わせ、確認事項は、その内容によって八種類に区分して考えることができる。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1)役者仲間の資格規定 | (3)風俗、礼儀作法の取締まり |
| (2)自治組織 | (4)相互扶助 |

(5)作者規定

(7)対物真似声色仕対策

(6)新規住込み、短期滞在

(8)旅芝居

鶴井京七座事件は彼らの自己防衛本能を強く刺激し団結意識を昂揚させた。従って、申合わせ事項も、(1)の仲間の資格規定に関するものが一番多く、2条前半、3、4、5、6、7の各条で、以下(2)、(3)、(4)と、殆んどが、彼らの社会の共同防衛、生活の擁護に関するもので占られている。(1)では、十二月六日の顔見世前に於ける惣会所の連判、役者帳への記載を役者の資格認定の最重要条件とし、その為の手続き、不法行為者の資格取消しなどを取りきめている。(1)の各条、特に、5、6、7などには、役者個人よりも家筋と伝統を重んずる考え方が強く打出されており、役者名の継承、抱え子などについて、かなり詳細な規定を設けている。現代にまで殆ど変更されることなく受継がれ、温存された役者の家柄、門閥重視がすでに明瞭にこれらの各条から看取される。(2)は、8、9、11、12、17の五条である。これらは、職能共同体であり、一つの生活共同体でもある役者社会の実際の運営に当る諸役人の組織に関する規定である。斯うした自治組織が何時頃から生まれ、活動したかは、今後の考究を要する。元禄の活気を失った寛保の歌舞伎の固定化を一面では示して居り、芸術的創造力の衰退と相関しよう。(3)の風俗、礼儀作法に関する取締まり規定もこの事実に対応する。1、2条後半、14条前半21、22などがそれである。彼らの先輩達が創造的エネルギーの横溢の余り、しばしば当時の為政者の忌避と取締まりの対象とされてきたのとは異り、仲間中の階層化、身分秩序の固定化をはかり、それを徹底させようとした規定が中心になっている点は注意してよからう。この時代は、又、歌舞伎の不況時代であり、しかも、芸能市場の繩張り化は、この訴訟一件にも示される如く、細部にまで及んだ時代である。浪人役者は生活に窮し、座本や銀主の倒産もしばしばみられた。(4)の如き相互扶助の申合わせが行われているのは当然であろう。14条後半、15、16、20などがこれに属する。16条は、座本や銀主が勝手に役者の誡首をすることを禁じた規定であり、どの程度までの効力

をもったかは疑問であるが団結権の萌芽が認められる。(5)の作者に関する規定もこの方面の資料が乏しいだけに貴重である。24, 25, 26の三条である。24条に記す十人とは、七月十四日に絵罷業決議をした連名中の、安田蛙文、中田万祐、並木栄助(以上富十郎座)、松屋来助、並木丈助、野田甚六(以上中村十蔵座)、田木幸祐、沢田文蔵、藤川文三郎、沢村文二(以上佐野川花妻座)の十名と考えられる。当時の上方番付に徴するに、この規定は寛保年間注3は大体守られていたようである。この時代は作者の制度の確立した時代である。作者の創作権を擁護し、役者の介入を制限する26の規定はこの事実と対応している。新規住込み、短期滞在に関するものは、13, 19, 23の三条である。19条は20条と共に、役者と最賃筋との関係に触れている。(7)の物真似、声色仕に対する規定は、18, 27の二条が直接の関係規定である。他に、3, 4などにも触れる所がある。(8)は10の他に、11も関係がある。本芝居の興行が不景気の時や休座の節は、旅興行で息をついた時代であるから、これらの申合わせを必要としたものであろう。

これまで本稿に引用してきた鶴井京七座一件の資料は撰陽奇観卷之二十七所収による。尚も詳細に検討されるならば歌舞伎史に寄与する所多大なものがあると思われる。本稿ではその概要を紹介するに止める。

注1 『歌舞伎年表』寛保元年の条では、九郎右衛門座を角とし、太左衛門座を中としている。これは、「大歌舞妓外題年鑑」(浪速叢書第十五所収)によるものと考えられるが、誤りである。鶴井京七座一件資料の始めに、大西の芝居主久宝寺屋新左衛門と角の芝居主福永屋宇左衛門が調停に入って失敗する記述がある。京七一座の興行する九郎右衛門座が角とすれば、この記述は奇妙なものである。『大阪市史』元文五年の条の「芝居主及名代の覚」によれば、福永宇左衛門(名代太左衛門、座本佐野川花妻)、久宝寺町新左衛門(名代名左衛門、座本芳沢あやめ)とある。『撰陽奇観』卷之七「大坂三郷芝居櫓開発」によれば、太左衛

門芝居を角，名左衛門芝居を大西，塩屋九郎右衛門芝居を中と称して居り，この関係は寛保元年でもそのままであったとみてよい。

注2 前述元文五年の「芝居主及名代の覚」には，九郎右衛門座の芝居主は杉村屋藤八となっている。「家守松屋太右衛門」とは，名代を一時杉屋村藤八から預かっていることを意味するとみられる。

注3 寛保3年霜月の中村十蔵座の作者連名に佐野川文三郎（藤川文三郎と同一人か）の名があり，延享に入ると，各座に，沢曾平次，沢元輔，市山五平次らの名がみえ，規定は崩れたようである。（本学講師）